

第4章 今後のFDIの増加施策について

本章では、まとめとしてこれまで検討した現状の外資 M&A を取り巻く阻害要因を整理し、それらの阻害要因の見直しの方向性、及び M&A を中心とした今後の FDI の増加施策の方向性について検討を行う。

1. 現状の阻害要因のまとめと政策の方向性

第3章では、個別業種の検討から抽出された M&A の促進要因・阻害要因を SWOT 分析のフレームで整理し、さらに業種共通で現状 M&A を阻害する要因とされているものをピックアップし、法制度とそれ以外のものに分類を行った。

ここでは、これらの要因を改めて整理し、今後の M&A を中心とした FDI の増加を図る上での考え方について検討することとする。

(1)企業の戦略立案の観点から見た促進・阻害要因

企業の戦略立案の観点から促進・阻害要因を見た場合には、前述の SWOT 分析のフレームを利用した分類となる。

外資系企業内部における問題・課題

(a)外資系企業の長所（強み[S]に該当する要因）

この部分に該当する外資 M&A 及び FDI の促進要因は、外資系企業が日本において自社の強みが発揮できると考える事項である。前述のようにこの部分に該当する事項については、政策的な解決策を必要としない。

(b)外資系企業の短所（弱み[W]に該当する要因）

この部分に該当する外資 M&A 及び FDI の阻害要因は、外資系企業が日本に進出する場合のウィークポイントである。事業環境の違いが自社にとって不利に働くケース（例えば、消費者ニーズの違いなど）などの事項がここに該当する。前述のようにこの部分に該当する事項についても、政策的には、市場環境の整備、情報開示などの促進があり得る。

企業内部に存在するこれらの事項については、外資 M&A 及び FDI の促進という観点からは、長所を引き出すため、あるいは短所を補うために次の施策を採ることも検討の

余地がある。

- ・ 情報提供

マーケット情報などを提供することで、外資参入の円滑化を図る

- ・ インセンティブの付与

税制優遇などのインセンティブの付与

社会経済環境などの外部的な問題・課題

(a)市場の成長・魅力度の増大要因（機会[O]に該当する要因）

この部分に該当する外資 M&A 及び FDI の促進要因は、外資系企業が日本に進出する上での追い風となる事項である。日本の大規模かつ魅力的な市場、及びその魅力・規模を増大するための規制緩和策、その他これまで阻害要因とされていた事項が除去されるなどの環境変化が該当する。この部分は、市場規模のように政策的な解決策を特に必要としないものもあるが、規制の存在、高コストなどこれまでの阻害要因の是正を進めることなど、市場の成長・魅力度の増大につながるような政策的な解決策・促進策もある。

(b)市場の縮小・魅力度の減少要因（脅威[T]に該当する要因）

この部分に該当する外資 M&A 及び FDI の阻害要因は、前述のように「規制」「行政の対応」「業界特性」といったこれまでたびたび指摘されてきた事項である。各業界においても特に重大な阻害要因とされている事項が多い部分であり、それぞれ指摘された事項については個別に検討して対応して行くことが必要である。

図表 4-1 企業の戦略立案の観点から見た促進・阻害要因と政策の方向性

促進要因	
【外資系企業の長所】 ・外資のノウハウ ・外資の資金力 等 ● 政策の方向性 ・情報提供 ・インセンティブの付与	【市場の成長・魅力度の増大要因】 ・大規模・魅力的な市場及び市場特性 ・規制緩和・取引慣行の変更、コストの低下 等 ● 政策の方向性 ・阻害要因の是正
阻害要因	
【外資系企業の短所】 ・文化の違い(消費者意識の違い) ・国内コンペティターの脅威 ・外資の収益追求戦略と日本市場のギャップ 等 ● 政策の方向性 ・情報提供 ・インセンティブの付与	【市場の縮小・魅力度の減少要因】 ・企業の意識(雇用削減への抵抗) ・ " (外資への抵抗感) ・規制・取引慣行 ・行政の対応 等 ● 政策の方向性 ・阻害要因の是正

(出所) みずほ総合研究所作成

(2)外資系企業にとっての外部環境をより掘り下げた観点からの阻害要因

外資系企業にとっての外部環境をより掘り下げた観点からの阻害要因は、M&A 全般に共通する阻害要因として指摘した事項である。

図表 4-2 外資系企業にとっての外部環境をより掘り下げた観点からの阻害要因

【法制度面の阻害要因】	【法制度以外の阻害要因】
・ キャッシュアウトマージャー ・ 営業権の損金算入 ・ 合併手続の時間 ・ 許認可 ・ 一般的なりミテッドパートナーシップ制度の欠如	・ 外資に対する抵抗感 ・ M&A に対する認知度の低さ ・ 日本の M&A プレーヤーのスキル ・ 国内企業の情報不足
● 政策の方向性 ・ 対日投資促進の PR につながるような対応 - 原則緩和 - スピードある見直し	● 政策の方向性 ・ M&A 関連の情報不足の解決

(出所) みずほ総合研究所作成

法制度

法制度については、欧米諸国との制度の違いが共通の問題点である。

これらの法制度について、産業再生法などといった特例法による認可を受ければ特別に制度として認めるという解決を図るケースが散見されるが、こういった特例法的な解決では問題を根本的に解決したことにはならず、効果が限定的となりやすい。また、特例法的に解決することで、さらに申請や認可の手間が増えかねない懸念もある。したがって、外資系企業にもアピールしつつ法制度の阻害要因を解決することが必要との観点からすると、「原則緩和」「スピード」をキーワードとして見直しを進めるべきである。

法制度以外

今回のヒアリングでは、法制度よりもまず法制度以外の阻害要因についての意見が多く出された。特に「外資に対する抵抗感」については、背景に終身雇用制度の問題が潜んでいるとされ、解決には大きな困難が予想されるが、近年、終身雇用制度も変わりつつあり、今後の改善の進展が期待される。

その他の問題点も多岐にわたるが、M&A 関連の情報不足が大きいと考えられる。この点を踏まえながら、それぞれの阻害要因について個別に解決を図る必要がある。

2. 外資 M&A 及び FDI の促進を進めるにあたって

(1) 外資の進出目的

M&A を中心とした海外からの直接投資が増加するかどうかは、結局のところ外資系企業側が自国及び他国市場と比較しながら日本市場をどのように判断するかに帰着する問題である。

外資系企業としては、以下のような各点が判断要因となる。

- ・ 日本市場には機会があるか
- ・ 日本市場に対して自社の強みを生かせるか
- ・ 自社の弱みを克服できるものが日本市場にあるか
 - 〃 弱みを踏まえた上で敢えて参入意欲が湧くものが日本市場にあるか
- ・ 脅威を克服できる方向で日本市場が動いているか

このような進出目的を踏まえた上で、政策的に外資 M&A・FDI の増加を図るためには、「ビジネスがやりやすい環境とは何か」を念頭に置く必要がある。外資が日本への進出意欲を持つようなビジネス環境を整備する観点から、環境などの面に抵触する場合以外の活動・業種については原則進出を制限しないこと、さらに制限されない活動・業種においては日本企業と公正な競争ができるような環境を整備することが原則となる。

ビジネス環境を整備する観点から、NTT 法などといったごく一部の制限を除き、外資系企業参入規制はほぼなくなっている。さらに、進出した後で問題となる規制についても、外資系企業に特有となる阻害要因はほぼないか、あったとしても軽微なものとなっていると考えられる。

(2) 手段としての M&A

外資が進出の意思を固めた後、どういう形態で進出を行うかという点は進出の手段の問題となる。企業側としては、単独、合併、買収、提携など、自社の戦略に合わせて進出形態を選択することとなる。したがって、M&A を選択するプロセスは、「進出目的 → 目的に合わせた進出形態の検討 → M&A」となる。

外資が M&A の形態で進出する場合には、M&A そのものの手続が簡単にかつ効率的に行えるものであることが望ましい。この点における法制度上の具体的な問題点は前述の通りであり、主に欧米諸国との制度の違いが発端となるものである。

(3)より定性的な阻害要因への対応策について

(1)(2)で検討したように、今回調査で最大の問題と認識された事項は、より定性的な部分に関するものであった。

今後は、本調査で挙げた個別の阻害要因の一つ一つをつぶして行くことと併せて、以下の観点からの対応が必要となろう。

阻害要因の方向性の明示と合理的な説明

外資 M&A・FDI の阻害要因となっている事項について、それぞれへの対応の方向性の明示が不可欠である。また、阻害要因はさまざまな要請から設置されている制度であり、そうした規制について、海外企業にも合理的な理由の説明がなされるようになることにより、規制、制度について適確な理解がなされ、無用な抵抗感、不透明感につながらないようにすることが望ましい。

実質的な対日 FDI 促進アピール

対日 FDI の促進については、まだまだ外資系企業にとっては十分にアピールができていない。外資系企業に対する日本のセールス活動を強化するという方法もあるが、それ以外にも、投資を促進していることを実質的に態度で示すことが重要なポイントとなる。前述のように、阻害要因となるような法規制について特例法で対応している場合は、外資系企業にとっては例えば産業再生法であれば認可を受ける手続が面倒と映ることに加え、特例法での対応であるため「原則は変更されない＝長期的には投資促進には積極的ではない」という捉えられ方をする可能性もあり、商法全体の改正などの対応が望まれる。

また、投資促進インセンティブにおいては、しばしば税制面の優遇が少ないことが指摘されるが、これについてはファンドや外資系企業の側からは、そもそも投資が行われなければその分の税収は増えないものであるので、税制優遇を行うべきとの考えも見られた。税制優遇のメニューを国として持たないことが投資促進に後ろ向きという印象を与えている面もあると考えられる。

スピード感あふれる対応

阻害要因となる法規制の緩和のスピードなど、政策的な対応のスピードが遅いという指摘は以前から頻繁になされてきている。企業活動においては、意思決定と実行のタイミングは事業の成功に直結する問題であり、例えば、軽微な法制度の緩和問題について検討が行われてから実際の変更まで数年かかるようなことがあれば、実際に規制が緩和されるまでに、いくつもの事案を逃していることになり、対日 FDI 促進のアピールの点でもマイナスとなる。

雇用問題の解決

労働市場の流動化は少しずつ進んではいるものの、M&A にあたって未だに最も問題となるものの 1 つは雇用に関するものである。外資による M&A に対して従業員が抵抗するのは、多くは雇用問題を背景としているとされ、40、50 代の従業員の解雇が困難であるために M&A を見送ったケースも実際にはあるとされる。雇用問題の解決は容易ではないが、解雇された従業員の再就職を容易とするような制度などの解決策が望まれる。